

訳者解題

一九五五年一月二七日にミネソタ大学で開催された講演のために書かれた日付のない草稿 (Freedom and Technology)。英語で書かれたオリジナルな原稿はまだ公開されていないが、フランス語訳 (Essais de Karl Polanyi, Seuil, 2008) は公開されている。この草稿は、人間の自然支配の道具であり人間の自由の拡大に役立つべき技術の進歩がなぜ人間の自由を抑圧する手段となるのかを問ひ、人間の相互関係が不透明で人々が自分の行為や選択の社会的影響を見通せない複雑な社会では、(原) 子力の平和利用を掲げる() 産業文明が政府や世論の形態における無制限の権力を生み出す傾向があることを、アメリカにおける自由の論じ方の歴史を振り返りながら議論している。「産業文明と自由」の問題は、「社会における経済の位置とその変化」に関する学際的共同研究を終えた最晩年のポランニーがもつとも関心をもった研究テーマの一つであり、愛弟子のロートシュティンとの『自由と技術』という未完に終わった共著を企画したことがある。ガルブレイスの『ゆたかな社会』(一九五八年) とアリストテレスの「良き社会」論を比較した草稿「アリストテレスの豊かな社会論」(本書第15章) も、「産業文明と自由」に関するポランニー最後の考察である。翻訳にあたっては、カール・ポランニー政治経済研究所から提供された草稿 (Karl Polanyi Archive, Container 36-9) のコピーを底本とした。

い。彼らは、法律がないためか法律が彼らの行動を阻止できないために法律から自由なのであって、法律のもとで自由だというわけではない。彼らは、社会の外に在るがゆえに自由であり、社会を通して自由なのではない。彼らが享受する自由は社会から離れた自由であり、社会における自由ではない。彼らは、ロマンチックな魅力や心理的あるいは商業的なアピールを未成熟な空想力で訴えるかもしれない。しかし、道徳的な次元では彼らの自由には何の価値もない。そのような自由などの外れである。

私的企業の問題でさえ、道徳的自由とは何も関係がない。J・S・ミルは、真の自由主義についての古典的名著である『自由論』⁽³⁾において、(当時、ミル自身がそうであったように) たとえ企業の自由やそのメリットを確信するとしても自由な企業と自由な社会とを混同してはならない、と声明した。人々が信用する取引形態は自由と無関係である。

同じことは、いわゆる契約の自由についてもいえる。この問題について、ミルと同様に自由な企業の信奉者であるフランク・ナイトは、次のように述べている。「混乱状態の政治学全体のなかで、『自由』と『契約の自由』との混同ほどひどい混同はない。自由とは、個人に開かれた選択の範囲に適用されるし、またそのように適用されるべきである……。これに対して契約の自由は、『自分自身の所有物』を自由に処分することに関して形式的拘束がない、ということしか意味しない。実際、契約の自由は、自分の願望や理想に従って自分自身の人生を方向づける力という意味での自由と正反対なのである」⁽⁴⁾。

さて、本題に戻ろう。反対投票した法律に従うとき、個人はいかなる仕方でも自由なのか？ ルソーはこの問題に全力で答える。